

福島市公告第 98 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による
都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、
次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年 4月18日

福島市長 木幡 浩

1 都市計画事業の種類及び名称

県北都市計画道路事業

3・4・126号 北沢又丸子線

2 縦覧場所

福島市五老内町3番1号

福島市建設部道路建設課